

いるのではなく、集会主催者側の事情、所有者・管理権者側の事情を評価する考慮要素を示唆しているところである。また、民法学、行政法学との対話は、今すぐに具体的成果を期待してのものではなく、今後の研究生生活の中で継続してこれを行うことを求める趣旨である。

以上のことから、審査員一同は、本論文が博士（法学、慶應義塾大学）の学位を授与するにふさわしいものであると認め、ここに審査結果を報告する。

二〇二三年一月二〇日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士(法学)	小山 剛
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士(法学)	駒村 圭吾
副査	慶應義塾大学メディア・ コミュニケーション研究所教授 法学研究科委員・博士(法学)	鈴木 秀美

大島一輝君学位請求論文審査報告

一 大島一輝君から提出された論文の内容

〔論文名〕

〔会計不正と会社法〕

〔論文構成〕

序 章 はじめに

第1章 決算および配当に関する制度の沿革

第2章 計算書類の内容の違法と剰余金配当決議の有効性

第3章 計算書類の内容の違法と分配可能額

第4章 計算書類の内容の違法と後続期の計算書類の承認決議の有効性

第5章 計算書類承認決議の取消と後続期の計算書類の承認決議の有効性

第6章 計算書類の内容の違法と計算書類承認決議の有効性

第6章 計算書類の内容の違法と計算書類承認決議の有効性

第6章 計算書類の内容の違法と計算書類承認決議の有効性

第6章 計算書類の内容の違法と計算書類承認決議の有効性

第6章 計算書類の内容の違法と計算書類承認決議の有効性

第6章 計算書類の内容の違法と計算書類承認決議の有効性

第6章 計算書類の内容の違法と計算書類承認決議の有効性

第6章 計算書類の内容の違法と計算書類承認決議の有効性

第7章 継続開示書類の虚偽記載における会社の罰金・
課徴金と会社法423条1項

終章 おわりに
補章 判例研究

提出論文の第3章、第5章および第7章は、法学政治学
論究(一一九号、一二〇号、一二五号、一二九号)誌上に
発表した論考に、その後の法令改正、学説・判例の動向を
踏まえて、大幅に加筆・再構成したものであり、そのほか
の部分は書き下ろしである。論文全体において、提出時
(令和四年一月)における最新状況に基づく最先端の議論
が展開される一大モノグラフィである(本文A4判用紙
二二二頁、約二二万字)。

二 提出論文の内容

序章は、提出論文の主題の意義を説く総論である。すな
わち、提出論文は、一般に公正妥当と認められる企業会計
の慣行に従わずに計算書類が作成される場合を会計不正と
捉え、会計不正があった場合に、会社(株式会社)の利害
関係者の法律関係にいかなる影響を与えるかを分析し、こ
れを適切に調整するためのあるべき解釈論の探究を目的に

掲げる。従来の通説によれば、一般に公正妥当と認められ
る企業会計の慣行に従わずに作成された計算書類を承認す
る株主総会決議または取締役会決議は、決議内容の法令違
反として決議無効になる(承認決議無効説)とされてきた。
提出論文は、承認決議無効説を前提とした場合、当該決議
が有効であることを前提としてその後になされる剰余金配
当等の決議の有効性、分配可能額の算定方法、翌期以降の
計算書類の承認決議の有効性について、明確でない部分が
あるとする。計算書類の内容に問題がなくとも、計算書類
承認決議が取り消された場合の法律関係についても、同様
の問題があるとする。さらに、会計不正があつて、金融商
品取引法により、会社法人に罰金・課徴金が科(課)され
る場合に、これを会社の損害として取締役等の会社に対す
る責任を追及できるか、問題になるとする。第3章以下で
は、こうした問題が検討されるほか、第6章では、上記通
説(承認決議無効説)の正当性自体についても再検討を試
みる。

第1章は、計算書類の作成、監査および承認ならびに配
当等の手続について、明治三二年商法以来の制度の概要と
改正とについて、沿革を振り返るものである。大島君は、
平成一七年会社法制定以前の制度においては、計算書類承

認手続と配当手続とが一体となっていたのに対して、同年会社法制定後は両者が切り離されたこと、および、配当等の手続の変更に伴って、「最終事業年度」概念の導入など配当等に関する規律に変更があったことを指摘する。沿革的考察から浮かび上がるのは、こうした制度的前提の変更にもかかわらず、序章で挙げた会計不正をめぐる諸問題について、会社法制定前に提示された学説・判例の再検討が進んでいないことである。

第2章では、計算書類の内容に違法がある場合における、剰余金配当（自己株式の有償取得）に係る株主総会決議または取締役会決議の有効性について検討する。剰余金の額は、最終事業年度末日の貸借対照表上の数値から計算されるものである。また、現実の会社実務では、定時株主総会において、貸借対照表を含む計算書類の確定手続を経た後に、剰余金配当に関する議案を株主総会に諮るという順序で進められる。平成一七年改正前商法下では、貸借対照表または損益計算書の内容に重要な違法がある場合には、これらの計算書類を前提とてなされた利益処分決議は無効と解するのが通説であった。会社法制定後、この問題を解釈論として新たに取りあげて検討する研究はないようである。ただ、ドイツの制度を参考に、立法論として、計算書

類の内容に重要な違法がある場合には、一定の場合に限り、その後の剰余金配当は無効とすべきことを提唱するものがある。これに対して、大島君は、計算書類の内容に重要な違法があっても、その後の剰余金配当決議の有効性に影響しないとの考え方を提示する。その理由として、会社法制定前後で、制度的前提に大きな変更があったことを指摘する。すなわち、会社法制定前は、計算書類の承認と利益処分とが手続上一体とされていたのに対し、制定後は、両手続が切り離され、剰余金配当の手続は、計算書類承認手続とは別個の制度とされたことから、計算書類の内容に問題があっても、剰余金配当決議に影響はないと解すべきことを主張する。立法論としては、剰余金配当決議を無効とすることも考えられるが、無効主張期間の制限などの立法手当てを要することを指摘する。さらに、ドイツの関連する制度と学説を丁寧に紹介して、ドイツの制度は両手続を一体としており、日本でいえば会社法制定前の制度と同様の仕組みとなっており、この問題についてドイツ法を参考に立法論・解釈論を展開する場合には注意を要することを指摘する。

第3章は、分配可能額規制の前提となる「最終事業年度」の意義について検討する。最終事業年度については、

会社法二条二四号が、各事業年度に係る計算書類につき会社法所定の承認を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものと定義する。計算書類の内容に違法があると、当該計算書類を承認する決議は無効と解するのが通説である。そうすると、ある事業年度の計算書類の内容に違法があると、それを承認する決議は無効となり、最終事業年度を会社法の定義どおりに理解すると、最終事業年度が更新されないことになる。計算書類の承認決議が無効となつて最終事業年度が更新されないと、分配可能額は、適法な計算書類の承認のあつた一事業年度またはそれ以上前の事業年度の計算書類に基づいて算出されることになる。会社法制定前は、計算書類の内容に違法があつて、当該計算書類を承認する決議が無効とされても、当該の事業年度における、あるべき数値に基づいて処理されていたのに対して、会社法では、最終事業年度が上記のように定義された結果、剰余金の配当等の時点と、分配可能額算定の基準となる事業年度との間に時間的にずれが生じてしまうという問題がある。そこで、会社法の定義に忠実に分配可能額を決定すべきか否かについて、議論がある。大島君は、会社法の定義に忠実に理解しようとする場合の問題点を指摘して、会社法制定前と同様、当該事業年度のあるべき分配

可能額によつて処理すべきことを主張する。まず、会社法が新たに「最終事業年度」概念を定めた趣旨は、剰余金の配当を期中に機動的に何度でも実施できるようにすることにあることを指摘する。こうした立法趣旨を踏まえれば、計算書類を承認する決議が無効とされる場合には、最終事業年度の定義における「承認を受けた場合」の文言は限定的に理解して、この要件の適用はないとし、分配可能額算定の基準となる事業年度との間に時間的なずれが生じてしまわないよう解釈すべきことを主張する。

第4章は、過年度の計算書類の承認決議がなされた後に、当該過年度の計算書類の内容に違法な誤謬があることが発覚した場合において、後続期の計算書類の承認決議を有効なものとして行うためには、当該過年度の計算書類の承認決議を、改めて行う必要があるかという問題を取りあげる。学説では、問題のあつた当該過年度の計算書類を訂正のうえ、これを承認する決議を改めて行う必要があるとする考え方と、訂正による累積的影響額を反映した、当該後続期の計算書類を作成すれば足り、当該過年度の計算書類の承認決議は不要とする考え方との間で対立がある。大島君は、関連する最高裁判例（最三小判昭和五八年六月七日民集三七卷五号五一七頁（以下「チッソ事件最高裁判決」とい

う) や企業会計基準委員会・会計基準二四号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(二〇〇九年)についても詳細に検討し、法改正により制度的前提に変化があったことも踏まえ、後者の考え方(過年度承認不要説)を支持すべきことを導く。

第5章は、取締役会設置会社を前提に、ある過去の事業年度の計算書類を承認する定時株主総会の決議について、計算書類の内容自体に違法がないものの、株主総会の承認決議に至る手続に瑕疵があることで、決議取消しの判決が下され、判決が確定した場合に、当該事業年度より後の事業年度の計算書類の承認決議を有効に行うには、いかなる手続が必要になるかという問題を取りあげる。大島君は、第4章でも取りあげたチツソ事件最高裁判決について、同判決が前提としていた会計制度は、その後の法改正により大きな変容を受けており、同判決が示した、「過年度の計算書類の承認決議が取り消されると、当該計算書類は未確定となり、それを前提とする後続期の計算書類もまた不確定となる」との命題は、会社法下では成り立たない可能性があるとする。さらに、過去の事業年度の計算書類の承認決議が取り消されたとしても、後続期の計算書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って作成される

限り、後続期の計算書類の承認決議は有効と解すべきとする。また、決算確定権限の所在について、従来の学説では、株主総会にあるとする多数説と業務執行機関(取締役会)にあるとする少数説との間で対立があったが、大島君は、計算書類の承認と利益処分とが切り離された会社法の下では、決算確定権限は、株主総会ではなく、業務執行機関にあると解すべきと主張する。

第6章は、計算書類の内容に重要な違法がある場合に、これを承認する株主総会の決議を無効とする通説を批判的に検討するものである。大島君は、株主総会による計算書類の承認決議とは、計算書類の内容が正確で会計処理上間違いがないという事実を確認する「観念の表示」であって、計算書類の内容を計数的に確定する意味を含まないとする。そのように理解できれば、違法な内容の計算書類を承認する株主総会決議があったとしても、その決議は、決議内容の法令違反に当たらないはずだと主張する。違法な内容の計算書類を承認する株主総会決議は、承認の対象となる計算書類に違法があるにすぎず、観念の表示である承認決議自体が違法性を帯びるものではないとする。第2章でもみたように、それ以前の制度と異なり、会社法下の制度は、計算書類の承認手続と剰余金配当決議とが分離されており、

こうした検討結果とより整合的であると分析する。そのうえで、少なくとも、会計監査人設置会社の特則（会社法四三九条）の適用のない取締役会設置会社を前提とすれば、計算書類の内容に重要な違法がある場合でも、これを承認する株主総会の決議を無効と解する必要はないと主張する。第3章では、無効とする通説を前提に、最終事業年度の「承認を受けた場合」の文言を限定的に解釈する可能性を論じたが、本章の主張が成り立つとすれば、第3章の問題に対しても、異なるアプローチがありうることを指摘する。第7章では、有価証券報告書など、金融商品取引法に基づいて開示を要する書類に虚偽記載があった場合に、会社が支払う罰金や課徴金について、会社法四二三条一項に基づき取締役の会社に対する責任を認めることができるかについて検討する。大島君は、取締役の責任を肯定できるとの立場（肯定説）に立つ。学説には、課徴金の性格を不当利得剝奪にあるとして否定説を展開する有力説がある。これに対して、大島君は、課徴金の性格が制裁的なものへ変遷があったことを指摘して、有力説はその前提を失ったとする。また、法人処罰による違法行為抑止を強調する否定説に対しては、罰金相当額を会社の損害として取締役の私法上の責任を追及することは、違法行為抑止の目的とは矛

盾しないとし、さらに、開示書類の虚偽記載の防止は、取締役の内部統制システム整備義務の範囲に含まれるとして、会社法四二三条一項の取締役の責任が生じることを主張する。

終章では、各章の検討結果を整理するとともに、今後の課題として、第6章で検討したところが、取締役会設置会社以外の会社においても成り立ちうるか、考え方の方向性を示している。

補章では、本論の検討の題材として、東京地判平成二七年九月七日、オリンピックバス事件（東京地判平成二九年四月二七日および東京高判令和元年五月一六日）、および、リソー教育事件（東京地判平成三〇年三月二九日）を取りあげ、詳細な事例研究がなされている。

三 提出論文の評価と審査結果

提出論文は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従わずに計算書類が作成される場合を会計不正と捉え、会計不正があった場合に、それが、会社（株式会社）の利害関係者の法律関係に及ぼす影響を及ぼすかを分析し、これを適切に調整するためあるべき解釈論・立法論の探究を目的とするものである。平成一七年の会社法制定によ

り、株式会社の計算をめぐる規律は大きく変容した。しかし、新制度を前提とした検討は必ずしも十分に進められているとはいえない。提出論文は、会社法制定に至るまでの制度の変遷と改正の趣旨を丹念に追い、利害関係者の利益状況を慎重に検討して、また、比較法や最新の会計学の知見も取り入れて、会計不正をめぐる会社法・金融商品取引法上の諸問題について、あるべき解釈論・立法論を提示する。大島君は、会計不正をめぐる、改正前の理論や解釈が通用しなくなった問題を見出し、これについて、立法趣旨の探究と利益状況の分析を踏まえた仮説を提示し、それを論証すべく広く承認された概念や原理から出発して緻密に論理を重ねることで、重厚で、説得力のある新たな解釈論を示すことに成功している。

会社法制定により、株式会社の計算制度にも大きな変容があった。提出論文にとって最も重要な制度変更は、計算書類の承認手続と配当手続とが、会社法制定前は一体とされていたのに対して、制定後は分離したことである。第2章では、これに関連のあるドイツ法を参照している。ドイツの制度と学説を丁寧に紹介して、ドイツの制度は、日本の会社法制定前の制度と同じく計算書類の承認手続と配当手続とが一体であることを示し、立法論として参考にでき

る部分があることを指摘する。第2章の検討は、大島君の優れた比較法の分析力とバランス感覚を示すものとして高く評価できる。

第3章では、計算書類の承認決議が無効である場合に、剰余金の配当等の時点と、分配可能額算定の基準となる事業年度との間に時間的にずれが生じてしまうという問題を扱う。大島君は、最終事業年度の定義を限定的に解釈することで、不合理な結論を回避することを提案する。「最終事業年度」概念は、会社法で新たに登場した概念であるが、計算書類の承認決議が無効である場合には、上記のような問題を生ずる。大島君は、この概念は、剰余金の配当を期中に機動的に何度でも実施できるようにするためのものであるから、計算書類の承認決議が無効である場合にも文言どおりに解して、上記の問題を生じさせることは不合理であるとしようで、これを限定的に理解することを提案する。分配可能額算定の基準が時間的にずれてよいとする会社法制定後の議論は、文言に忠実ではあっても、結論としていかにも不合理であり、立法趣旨に照らしてこれを限定的に理解するとの大島君の提案は説得力に富むと評価できる。

第4章と第5章は、チッソ事件最高裁判決が示した命題、

すなわち、「過年度の計算書類の承認決議が取り消されると、当該計算書類は未確定となり、それを前提とする後期の計算書類もまた不確定となる」との命題を改めて検証しようとするものである。チツソ事件最高裁判決は、数ある会社法判例の中でも最もよく知られたものの一つである。大島君は、この命題が会社法下では成り立たない可能性がある」と主張する。上記命題の再検討を迫る注目すべき主張といえる。その主張の根拠は、第一に、会社法においては、決算確定権限は取締役会にあると理解でき、定時株主総会による計算書類の承認決議が取り消されても、計算書類の内容は必ずしも未確定にならないと解しうること、第二に、過年度の計算書類が未確定となると、これを前提とする後期の計算書類も不確定になるとの説明は、損益法の会計観の下では妥当しない可能性があること、第三に、計算書類の承認決議が取り消されたとしても、その後の剰余金の配当に係る決議は当然に無効にはならないこと、という三点に要約できる。大島君は、会社法制定あるいはそれ以前の法改正の変遷を丹念に追い、前提とされていた会計観にも変容があったことを指摘する。会計学の知見の深化が会社立法にも影響を与えたとする指摘であり、会計学にも造詣の深い大島君ならではの洞察といえることができる。第4

章ではまた、企業会計基準委員会・会計基準二四号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(二〇〇九年)等との関係を論じており、会計学の動向にも目配りした検討を行っている。第4章・第5章で示された大島君の主張は、過年度承認不要説を理論的に大幅に補強するとともにその結論の妥当性を述べる点で意義がある。同様の方向性を示唆する先行研究も存在するが、提出論文はこの問題を正面から取りあげて本格的に論証したものと位置付けることができる。

第6章では、計算書類を承認する株主総会決議の法的性質を検討して、それは、計算書類の内容が正確で会計処理上間違いがないという事実を確認する「観念の表示」であると分析する。通説は違法な内容の計算書類を承認する株主総会決議を無効(承認決議無効説)としてきたが、大島君は、少なくとも、会計監査人設置会社の特則の適用のない取締役会設置会社では、承認決議無効説には実益がないとする。多角的な考察から通説に再検討を迫る成果であり、その理論的貢献は大きい。

第7章では、金融商品取引法上の継続開示書類に虚偽記載がなされ、同法に基づき会社が罰金・課徴金を支払った場合において、会社は会社法四二三条一項に基づき、取締

役に当該罰金・課徴金相当額の損害賠償を請求できるかについて検討する。課徴金の目的や位置付けに変化があったことや、罰金の違法行為抑止の目的と取締役の責任を肯定することとの間に矛盾のないことを丁寧に説き、利益状況の分析も踏まえ、責任肯定説を説得的に論証する。また、本章は、会計不正をめぐって、会社法と金融商品取引法とが交錯する分野を検討するものである。本章の検討が加わることで、株式会社の計算という会社法の狭い範囲の解釈論に止まることなく、提出論文全体として会計不正に関わる問題を総合的に取りあげ、引き受ける姿勢を示すものとなっている。大島君のこうした積極的な姿勢も高く評価することができる。

このように、提出論文は、大島君の緻密で首尾一貫した論理構成力、沿革的視点や比較法、会計学の知見に基づいた優れた分析力、堅実かつ視野の広い研究姿勢を示すもので、会計不正をめぐる会社法・金融商品取引法上の諸問題について、重厚な解釈論・立法論を提示するものとして、高く評価することができる。

一方で、提出論文には課題もある。

第2章で紹介されたドイツ法(配当決議をする株主総会が確定された年度決算書に拘束される)における決算の

「確定」概念や、ドイツの制度自体を、大島君がどのように評価するか、ひいては日本法との制度的な差異をどのように評価するかについて掘り下げることができれば、さらに深みが増したのではないかと思われる。

第6章の計算書類の承認決議の性質についての考察では、少なくとも、会計監査人設置会社の特則の適用のない取締役会設置会社においては、承認決議無効説は成り立たないと結論付ける。慎重に議論の射程を限定したものと推察されるが、大島君の提案は、より一般的な場面にも及ぼしうるもののように思われる。第7章も、継続開示書類の虚偽記載というやや限定した範囲の検討に止めている。今後の課題ということになろう。

このように、提出論文には課題もあるが、これらは大島君の今後の研究のなかで検討されていくべきものであり、提出論文の価値を損なうものではない。

以上のことから、審査員一同は、提出論文が博士(法学)(慶應義塾大学)の学位を授与するに相応しい高い学問的水準を有するものと判断する。

二〇二三年二月二二日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員博士(法学)(慶應義塾大学)	杉田 貴洋
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員博士(法学)(慶應義塾大学)	山本爲三郎
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員	柳 明昌

田中雄一朗君学位請求論文審査報告

田中雄一朗君が博士學位論文として提出した「日韓関係と歴史認識問題——『外交化』・『固定化』・『政治化』」は、二〇一〇年代以降の歴史認識問題をめぐり、時に外交的コミュニケーションすら成立しなくなる日韓関係の溝を、日本にとっての不可解と韓国にとっての当然の間に存在するギャップ生成の仕組みとして捉え、それが歴史的に形成されてきたプロセスを解明する研究である。

周知のように、日韓歴史認識問題の起点となったのは一九八二年の歴史教科書問題であった。それ以降日本と韓国の間ではたびたび歴史認識問題が外交問題化してきたが、その都度日韓双方の外交関係者の間で外交的な解決が図られてきたという歴史がある。ところが李明博大統領の竹島上陸(二〇一二年八月)に代表されるように、二〇一〇年代以降の日韓関係は長い間外交的なコミュニケーションが成立しなくなる状況に陥った。なぜこのような硬直化をもたらすようになったのか。この問いを解き明かすために、